

## 第17期 第14回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和3年9月28日(火) 午後1時30分～午後2時20分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 ( 8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 ( 0 名)

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洌 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

2番 上原 啓一 委員 ・ 8番 瀬長 輝男 委員

7 付議すべき案件

報告第 77 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 78 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 79 号 現況証明願について

報告第 80 号 確認願について

報告第 81 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 82 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第	83	号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第	84	号	農地の現況に関する照会について
議案第	39	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	40	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	41	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第	42	号	非農地証明願について
協議第	14	号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

## 8. 会議の内容

- 議長 皆様、こんにちは。定刻の1時30分になりましたので、第17期豊見城市農業委員会第14回の総会を開会いたします。
- (午後1時30分) 開会
- 議長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。  
会期は、本日1日限りといたします。  
本日の出席委員は8名中8名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。  
次に議事録署名委員について、豊見城農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第8番委員の瀬長輝男委員と第2番委員の上原啓一委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び上江洲主査をお願いいたします。  
これより報告案件に入ります。初めに、報告第77号について事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の2ページをお開きください。  
報告第77号「農地転用後利用状況の報告について」、4件ございました。内容確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 ただいまの報告第77号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行します。  
では次に報告第78号について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の4ページをお開きください。  
報告第78号「転用許可に係る工事の完了報告について」、1件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 ただいまの報告第78号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行します。  
では次に報告第79号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 6、7 ページをお開きください。  
報告第 79 号「現況証明願について」、8 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 79 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。  
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 では次に報告第 80 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 9 ページをお開きください。  
報告第 80 号「確認願について」、1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 80 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行します。  
では次に報告第 81 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 11 ページをお開きください。  
報告第 81 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、2 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 報告第 81 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行していきます。  
では次に報告第 82 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 13 ページをお開きください。  
報告第 82 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 82 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行します。  
では次に報告第 83 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 15 ページをお開きください。  
報告第 83 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、4 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 83 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行します。  
では次に報告第 84 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 16 ページをお開きください。  
報告第 84 号「農地の現況に関する照会について」、2 件ございました。去る 9 月 8 日に、金城敏満委員及び宮里由美子委員並びに事務局職員 2 名で現場調査を実施し、議案書 21 ページ及び 26 ページのとおり調査結果を取りまとめて、那覇地方裁判所へ回答を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第 84 号について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 では次に議案案件に入ります。議案第 39 号について審議します。農地法第 3 条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いをしたいと思います。  
では、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 39 号について説明いたします。議案書の 28 ページをお開きください。

議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、4 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 30 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字金良 147 番 1、148 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。次に整理番号 2 番につきまして、議案書の 32 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長 776 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。次に整理番号 3 番につきまして、議案書の 34 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長 824 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。次に整理番号 4 番につきまして、議案書の 36 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長 434 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査結果について、大城委員から報告をお願いします。

大城推進委員

それでは、令和 3 年 9 月 14 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を有効的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 2 番から 4 番について、申請地を有効的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

議長

大城委員、ありがとうございます。事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。

これより議案の審議に入ります。議案第 39 号について 1 件ずつ審議しますが、整理番号 2 番から 4 番までは関連事案ですので、一括して審議をします。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして、質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 では整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 2 番、3 番、4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思います。

では整理番号 2 番、3 番、4 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番、3 番、4 番については許可することに決定しました。

次に議案第 40 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 38 ページをお開きください。

議案第 40 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、43 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 532 番 8。転用目的は整備車置き場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、相当数の街区を形成している区域にある農地となっています。現場は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については、利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 40 号について、説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。委員の質疑を許しま

す。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。では質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思います。

議案第 37 号について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第 40 号は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に議案第 41 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 45 ページをお開きください。

議案第 41 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、5 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、50 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字高嶺 520 番 1。転用目的は店舗。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、55 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字高嶺 523 番 6。転用目的は店舗。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、60 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字高嶺 522 番 3。転用目的は屋外広告物。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、66 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字我那覇 482 番 1、482 番 2。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、71 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字饒波 275 番 6。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。



整理番号 1 番の申請地は、高嶺地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で、雑草がまばらに生えている 状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については、事業計画及び排水処理 計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、高嶺地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で、雑草がまばらに生えている 状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については、事業計画及び排水処理 計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番の申請地は、高嶺地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で、雑草が繁茂している 状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については、事業計画及び排水処理 計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 4 番の申請地は、我那覇地区の都市機能を有する施設が連たんする農 地となっています。現場は既に駐車場として利用されていることから、違反転 用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等につ いては、利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 5 番の申請地は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあり、 かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の公共施設等（ここでいうと長嶺幼稚園と長嶺 小学校）が設置された農地です。現在は休耕状態で、雑草がまばらに生えてい る状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については、利用計画及び排水 処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 41 号について、説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第 41 号は 1 件ずつ審議しますが、整理番 号 1 番から 3 番まではそれぞれ関連しますので、一括して審議します。初めに、 整理番号 1 番、2 番、3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙 手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

整理番号 1 番、2 番、3 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しない ことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんで しょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番、2 番、3 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。  
次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。はい、比嘉委員。

7 番委員 4 番のやつなんですけど、我那覇漢謝原って書かれていたり、蔵無地原って書かれていたり、蔵無地原だと思う。

議長 休憩します。

休憩 午後 1 時 53 分  
再開 午後 1 時 55 分

議長 再開します。  
では事務局説明、お願いいたします。

事務局 今、比嘉委員からご指摘のありました事項につきまして、45 ページお願いします。整理番号 4 番、土地の所在につきまして、我那覇漢謝原ではなくて、蔵無地原への修正お願いいたします。  
併せまして 66 ページ、調査書の申請のあった土地、所在ですね。こちらも漢謝原となっておりますので、蔵無地原のほうへ訂正お願いいたします。以上です。

議長 よろしいですか、比嘉委員。

7 番委員 はい、ありがとうございます。

議長 では、ほかに質疑ありませんでしょうか。

議長 休憩します。

休憩 午後 1 時 55 分  
再開 午後 1 時 56 分

議長 再開します。

では以上で質疑を終わります。これより採決します。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 5 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に議案第 42 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 42 号「非農地証明願いについて」、去った 9 月 21 日に比嘉強委員、瀬長輝男委員、浜本事務局長、上江例主査の 4 名で現場を調査し、協議を行ってございます。

整理番号 1 番から 7 番の調査状況について、瀬長輝男委員のほうからご説明よろしくをお願いします。

8 番委員 それでは、整理番号 1 番について説明します。議案書 77 ページをお開きください。願い出のあった土地は、豊見城市字高安 787 番。面積は 120 m<sup>2</sup>となっております。調査年月日及び調査員は、事務局説明のとおりです。土地の状況ですが、表土は「浅い」、土質等は「ジャーガル」、形状は「傾斜地」、位置は「高く」、状況は「原野内で、樹木は密、高さは高い、雑草は密」。また、周囲は「原野」で広がりとしては「狭く」、土地利用計画等は「農振白地」、「市街化調整区域内」となっております。調査員の意見としましては、「周辺地を含め原野の様

相を呈しており、地形上の理由から農業機械の進入も容易ではなく、農地としての利用は困難」と考えています。このことから、願い出地は議案書 102 ページの「非農地判断基準」の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えられます。

次に、整理番号 2 番について説明します。議案書 81 ページをお開きください。願い出のあった土地は、豊見城市字我那覇 407 番 6。面積は 364 m<sup>2</sup>となっております。調査年月日及び調査員は、事務局の説明のとおりです。土地の状況ですが、表土は「深い」、土質等は「ジャーガル」、形状は「傾斜地」、位置は「高く」、状況は「原野内で、樹木はまばら、高さは普通、雑草は密」。また、周囲は「宅地」で広がりとしては「狭く」、土地利用計画等は「用途地域内」となっております。調査員の意見としましては、「市街化区域内に位置し、周辺地を含め原野の様相を呈しており、圍繞地となっていることから農業機械の進入も容易ではなく、農地としての維持や継続的利用は困難」と考えています。

このことから、願い出地では議案書 102 ページ「非農地判断基準」の②に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えております。

次に、整理番号 3 番について説明します。議案書 85 ページをお開きください。願い出のあった土地は、豊見城市字我那覇 406 番 2、407 番 5。面積は合計 392 m<sup>2</sup>となっております。調査年月日及び調査員は事務局説明のとおり。土地の状況ですが、表土は「深い」、土質等は「ジャーガル」、形状は「傾斜地」、位置は「高く」、状況は「原野内で、樹木は密、高さは高い、雑草は密」。また、周囲は「宅地」で広がりとしては「狭く」、土地利用計画等は「用途地域内」となっております。調査員の意見としましては、「市街化区域内に位置し、周辺地を含め原野の様相を呈しており、圍繞地となっていることから農業機械の進入も容易ではなく、農地としての維持や継続的利用は困難」と考えています。このことから、願い出地では議案書 102 ページの「非農地判断基準」の②に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えております。

次に、整理番号 2 番について説明します。議案書 89 ページをお開きください。願い出のあった土地は、豊見城市字我那覇 406 番 5、407 番 4。面積は合計 411 m<sup>2</sup>となっております。調査年月日及び調査員は事務局説明のとおり。土地の状況ですが、表土は「深い」、土質等は「ジャーガル」、形状は「傾斜地」、位置は「高く」、状況は「原野内で、樹木は密、高さは高い、雑草は密」。また、周囲は「宅地」で広がりとしては「狭く」、土地利用計画等は「用途地域内」となっております。調査員の意見としましては、「市街化区域内に位置し、周辺地を含め原野の様相を呈しており、圍繞地となっていることから農業機械の進入も容

易ではなく、農地としての維持や継続的利用は困難」と考えています。

このことから、願い出地は議案書 102 ページ「非農地判断基準」の②に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えられます。

次に、整理番号 5 番について説明します。議案書 93 ページをお開きください。願い出のあった土地は、豊見城市字我那覇 407 番 1、面積は 1,124 m<sup>2</sup>となっております。調査年月日及び調査員は、事務局説明のとおりです。土地の状況ですが、表土は「深い」、土質等は「ジャーガル」、形状は「傾斜地」、位置は「高く」、状況は「原野内で、樹木はまばら、高さは普通、雑草は密」。また、周囲は「宅地」で広がりとしては「狭く」、土地利用計画等は「用途地域内」となっております。調査員の意見としまして「市街化区域内に位置し、周辺地を含め原野の様相を呈しており、囲繞地となっていることから農業機械の進入も容易ではなく、農地としての維持や継続的利用は困難」と考えられます。

このことから、願い出地は議案書 102 ページ「非農地判断基準」の②に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えられます。

次に整理番号 6 番について説明します。議案書 97 ページをお開きください。願い出のあった土地は豊見城市字保栄茂 697 番 5。面積は 364 m<sup>2</sup>となっております。調査年月日及び調査員は、事務局説明のとおりです。土地の状況では、表土は「浅い」、土質等は「ジャーガル」、「石混じり」形状は「傾斜地」、位置は「高く」、状況は「原野内で、樹木は密、高さは高い、雑草は密」。また、周囲は「原野」で広がりとしては「狭く」、土地利用計画等は「農用地区域」となっております。調査員の意見としまして「周辺地を含め原野の様相を呈しており、地形上の理由から農業機械の進入も容易ではなく、農地としての利用は困難」と考えています。このことから、願い出地は議案書 102 ページ「非農地判断基準」の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えられます。

次に整理番号 7 番について説明します。議案書 101 ページをお開きください。願い出のあった土地は、豊見城市字保栄茂 794 番 3。面積は 716 m<sup>2</sup>となっております。調査年月日及び調査員は、事務局説明のとおりです。土地の状況ですが、表土は「浅い」、土質等は「ジャーガル」、「石混じり」形状は「傾斜地」、位置は「高く」、状況は「原野内で、樹木は密、高さは高い、雑草は密」。また、周囲は「原野」で広がりとしては「狭く」、土地利用計画等は「農用地区域」となっております。調査員の意見としまして「周辺地を含め原野の様相を呈しており、地形上の理由から農業機械の進入も容易ではなく、農地としての利用は困難」と考えています。このことから、願い出地は議案書 102 ページ「非農地

判断基準」の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えられます。

議案第 42 号についての説明は以上です。

議長

瀬長輝男委員、調査状況の説明、大変ありがとうございました。議案第 42 号について、1 件ずつ審議します。初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認め、これより採決します。

整理番号 1 番について、現地確認調査書は瀬長輝男委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については瀬長輝男委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定いたします。

次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

では質疑なしと認め、これより採決します。

整理番号 2 番について、現地確認調査書は瀬長輝男委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については瀬長輝男委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定いたします。

次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認め、これより採決します。

整理番号 3 番について、現地確認調査書は瀬長輝男委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については瀬長輝男委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定いたします。

次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして

質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認め、これより採決します。

整理番号 4 番について、現地確認調査書は瀬長輝男委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番については瀬長輝男委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定いたします。

次に整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認め、これより採決します。

整理番号 5 番について、現地確認調査書は瀬長輝男委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番については瀬長輝男委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定いたします。

次に整理番号 6 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認め、これより採決します。

整理番号 6 番について、現地確認調査書は瀬長輝男委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 6 番については瀬長輝男委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定いたします。

次に整理番号 7 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 7 番について、現地確認調査書は瀬長輝男委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 7 番については瀬長輝男委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定いたします。  
休憩します。

休憩 午後 2 時 15 分  
再開 午後 2 時 16 分

議長 再開します。  
では次に協議第 14 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の議案書の 103 ページをお開きください。  
協議第 14 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」であります。みだしの件について、令和 3 年 9 月 21 日付、豊経建農第 433 号で豊見城市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がありますので、委員会の意見を求めるものでございます。  
104 ページのほうは市長から農業委員会会長宛ての利用集積計画の作成に係る意見決定についての照会文書となっております。  
それから 105 ページの計画案の詳しい内容等につきましては、主管課であります農林水産課のほうから説明いたしますので、よろしくをお願いします。

農林水産課 こんにちは。農林水産課農政班、比嘉です。よろしくをお願いします。  
今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 1 件ございますので、説明したいと思えます。  
資料、本日配りました 105 ページをお願いします。貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は、座安 159 番 2、5,355 m<sup>2</sup>うち 982 m<sup>2</sup>。設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から令和 8 年 5 月 31 日となっております。借賃については、年額 3 万 8,000 円を毎年 6 月末までに現金持参することとなっております。  
説明は以上となります。



(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、協議第 14 号については豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。ありがとうございました。

以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。大変お疲れさまです。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して、真摯で丁寧なご意見と審議いただきまして、ありがとうございます。

これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和 3 年 9 月 28 日 (火)

午後 2 時 20 分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 澄子



8 番委員

瀬長 輝男



2 番委員

上原 啓一

